

加賀市週休2日工事 実施要領

1 主旨

建設業の働き方改革を推進するため、建設工事において週休2日(4週8休相当)に取り組む「加賀市週休2日工事」(以下、週休2日工事という。)を実施するにあたり必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 週単位の週休2日とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(2) 週休2日交替制

- ① 週単位の交替制とは、対象期間(交替制)の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取り組みをいう。
- ② 月単位の交替制とは、対象期間(交替制)の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいう。
- ③ 通期の交替制とは、対象期間(交替制)において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいう。

(3) 対象期間

- ① 週休2日において、工事着手日(工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日)から工事完成日(工事施工範囲内で全ての作業が完了した日)の期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間の他、発注者が予め対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- ② 週休2日交替制において、工事着手日から工事完成日の期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な場合は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

3 週休2日の達成基準

(1) 週休2日の場合

① 週単位

週単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、月曜日から日曜日までに7日間とする。以下同じ。)毎に現場閉所(現場休息)日数が2日以上の水準に達していることを以って判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、作業の開始日を作業日とみなし、現場閉所を行っていれば現場閉所日とする。

② 月単位

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率という。｣が 28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達していることを以って判断する。ただし、歴上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

③ 通期

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が 28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達していることを以って判断する。ただし、歴上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所(現場休息)日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。週単位の週休2日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 週休2日交替制の場合

① 週単位

週単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下、「休日率」という。)が 28.5%(2日/7日)以上の水準の状態をいう。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7日の夜間から週2回の夜間で休みを取得していれば週休2日とみなす。なお、休日率の算出にあたり、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の者は対象外とする。

② 月単位

月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が 28.5%(8 日/28 日)以上の水準の状態をいう。

③ 通期

通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。

4 対象工事等

本実施の要領は、加賀市が発注する全ての工事を対象とし、週単位の週休2日Ⅰ型により、発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、週単位の週休2日Ⅱ型で発注することが出来る。ただし、社会的要請や特別な制約がある工事については週休2日交替制とすることができる。

5 発注方式

(1) 週単位の週休2日Ⅰ型

受注者が、週単位の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(月単位は必須)

(2) 週単位の週休2日Ⅱ型

受注者が、週単位及び月単位の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期は必須)

(3) 週単位の週休2日交替制Ⅰ型

受注者が、週単位の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(月単位は必須)

(4) 週単位の週休2日交替制Ⅱ型

受注者が、週単位及び月単位の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期は必須)

6 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費について、補正係数を乗じるものとする。補正係数については、加賀市週休2日 実施要領細則によるものとする。

(2) 補正方法

① 週単位の週休2日Ⅰ型

「週単位」の達成を前提に、各経費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「週単位」が未達成の場合又は希望しない場合は、補正係数を月単位に補正とする。「月単位」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負金額のうち補正分を減額変更する。

② 週単位の週休2日Ⅱ型

「週単位」の達成を前提に、各経費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「週単位」が未達成の場合又は希望しない場合は、補正係数を月単

位に補正とする。「月単位」が未達成の場合又は希望しない場合は、補正係数を除し、請負金額のうち補正分を減額変更する。

③ 週単位の週休2日交替制Ⅰ型

「週単位」の達成を前提に、各経費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。休日率の達成状況を確認し、「週単位」が未達成の場合又は希望しない場合は、補正係数を月単位に補正とする。「月単位」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負金額のうち補正分を減額変更する。

④ 週単位の週休2日交替制Ⅱ型

「週単位」の達成を前提に、各経費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。休日率の達成状況を確認し、「週単位」が未達成の場合又は希望しない場合は、補正係数を月単位に補正とする。「月単位」が未達成の場合又は希望しない場合は、補正係数を除し、請負金額のうち補正分を減額変更する。

7 休日取得の確認方法

(1) 週休2日

① 工事着手前

- ・監督職員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載された休日取得[計画]表(様式1)を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- ・対象期間の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場制作のみを実施した期間など対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場閉所(現場休息)の予定日を調整した上で、その予定日を記載した休日取得[計画]表(様式1)を作成し、監督職員に提出する。

② 工事着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した休日取得[計画]表(様式1)を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、休日取得[計画]表(様式1)の修正に当たっては、受注者間で調整する。

③ 工事完了後

- ・監督職員は、現場閉所(現場休息)が記載された休日取得[実績]表(様式1)を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。

(2) 週休2日交替制

① 工事着手前

- ・監督職員は、技術者及び技能労働者の休日予定日が記載された休日取得[計画]表(様式3)を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- ・対象期間の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場制作のみを実施した期間など対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

② 工事着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度技術者及び技能労働者の休日予

定日を記載した休日取得[計画]表(様式1)を受注者より受領し、技術者及び技能労働者の休日予定日の状況を確認する。

③ 工事完了後

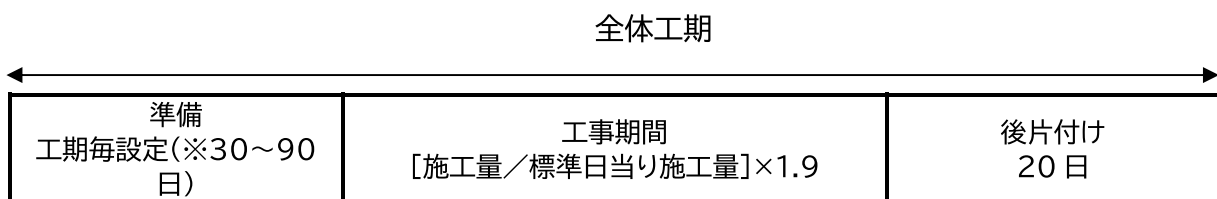
・監督職員は、技術者及び技能労働者の休日が記載された休日取得[実績]表(様式1)を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。

8 適正な工期設定

原則として次の(1)により工期設定することとするが、これによりがたい場合は(2)によることができるものとする。

(1) 標準日当り施工量及び年間作業不可能率による設定(工期設定支援システム)

実工期(施工量／標準日当り施工量)に年間作業不可能率(国の年間作業不可能率に準拠)を乗じた日数に、準備、後片付けの日数(下表)を合計した日数とする。(営繕工事は除く)



準備日数	後片付け日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持
40		河川、河川・道路構造物、道路改良
50		舗装(新設)、道路維持
60		橋梁保全、舗装(修繕)
70		PC橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

(2) 過去の実績等による設定

土木工事積算資料の過去の実績等による工事日数を参考に工期を設定することとする。なお、週休2日を考慮するため、4週当たり2日を加算し工期を設定すること。営繕工事や送水管耐震化事業など、積算資料に掲載がないものについても、詳細設計業務等において作成した施工計画や過去の実績を考慮のうえ工期を設定することとし、週休2日を考慮するため、原則として、4週当たり2日を加算すること。

9 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板(別図1又は2)を設置することとする。

10 評価

週休2日の達成が確認できた場合は、施工上の誠意(第二次評価)における「施工配慮」において、加点を行う。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や週休2日の実施の取り組みについて虚偽報告を行った場合は、法令遵守等(第二次評価)における「その他」において減点を行う。

11 その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じた場合は、受発注者間で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から適用する。

■工事看板参考図(別図1)

ご協力をお願いします	
〇〇〇〇〇〇を なおしています	
令和〇年〇月〇日まで 時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇	
〇〇〇〇〇工事	
発注者	加賀市〇〇課 電話番号 0761-00-0000
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話番号 0761-00-0000
この工事は、週休2日工事です	

・工事看板に「この工事は、週休2日工事です」と記載する。

※営繕工事の工事看板参考図(別図2)

工事名	〇〇〇〇〇工事		
工期	自令和〇年〇月〇日~至令和〇年〇月〇日		
発注者 (監修)	加賀市〇〇課		
設計			
監理			
施工	建築	〇〇〇〇株式会社	
	電気	〇〇〇〇株式会社	
	機械	〇〇〇〇株式会社	
この工事は、週休2日工事です			